

配分申請の手続き及び留意事項

令和4年度共同募金配分計画基準（P6～P12）に設定された事業別に、配分申請書記入例等を参考に次の手続きにより行うこととする。

なお、社会福祉協議会事業費及び市町村歳末たすけあい援助事業に係る配分申請は、別冊「社会福祉協議会事業費及び歳末たすけあい援助事業費 申請の手引」を参照し、配分申請の手続きを行うこととする。

1. 申請対象者

岐阜県内において、社会福祉事業、更生保護事業その他社会福祉を目的とする事業を経営する者であること。

- (1) 社会福祉法人、財団法人、更生保護法人、社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）及び福祉団体であって、定款及び会則等に社会福祉を目的として設立された団体であることが明記されていること。医療法人、宗教法人、学校法人は対象としない。
- (2) 株式会社、有限会社等営利を目的として設立された団体は対象としない。
- (3) 団体の事業の経営に必要な資金を得るために、寄付金の募集を行っている場合は対象としない。

2. 申請事業

申請事業は、配分規程及び令和4年度共同募金配分計画基準に設定された配分対象事業であること。

- (1) 介護保険による介護サービス事業は対象としない。
- (2) 他の補助団体の補助事業及び補助申請をしている事業等、二重申請となる事業は対象としない。
- (3) 借入金の償還または利息の補填、運営費及び事業の管理運営に伴う人件費は対象としない。
- (4) 申請者の役員・親族等が役員に就いている業者など、特別な関係がある業者による事業は対象としない。
- (5) 岐阜県内の福祉事業を対象とする。

3. 申請事業の実施期間

実施年度は令和5年度とし、令和5年4月1日から令和6年3月20日までに、実施・完了する事業を対象とする。ただし、歳末たすけあい援助事業は、令和4年度とし、令和4年11月1日から令和5年1月31日までに、実施・完了する事業を対象とする。

4. 配分申請書

申請書は、配分申請の記入例（P18～P27）を参照のうえ、本手引書の様式1及び別添1・2を複写して作成すること。なお、様式のデータ（Microsoft Word）を希望する場合は、以下のメールアドレスにメールを送信すること。

【メールアドレス】 k-yamada@gifu-akaihane.or.jp

配分規程及び令和4年度共同募金配分計画基準の要件を満たさない場合及び書類に不備がある場合、申請書に虚偽の記載がある場合は、申請書の受付を行わない。

5. 申請金額

令和4年度共同募金配分計画基準により配分率、配分限度額等を確認のうえ、千円単位で申請すること。（千円未満切り捨て）

6. 添付書類

添付書類一覧表（P33）のとおり、事業別に必要書類を添付すること。

7. 提出先

所属の支会・分会・共同募金委員会（P28参照）

ただし、県を区域とした更生保護施設団体及び社会福祉団体の配分申請は、直接、県共同募金会へ提出すること。

社会福祉施設・社会福祉協議会	→	支会・分会・共同募金委員会 （市町村社会福祉協議会）
ボランティア団体・NPO法人	→	支会・分会・共同募金委員会 （市町村社会福祉協議会）
更生保護施設団体・社会福祉関係団体	→	県共同募金会

8. 提出部数 正本・副本各1部

（正本は県共同募金会、副本は支会・分会・共同募金委員会の控）

ただし、県を区域とした更生保護施設団体及び社会福祉団体の配分申請は、県共同募金会へ正本1部を提出すること。申請者は必ず申請書類の控えを保存すること。

9. 提出期限 令和4年5月25日（水） 必着

期日までに提出されない場合は申請書の受付を行わない。申請者は、必ず申請書類の控えを保存すること。

支会・分会・共同募金委員会は、提出された申請書の事業内容等について調査・検討し、申請書に支会分会の意見及び確認印を押印し、令和4年6月24日（金）までに県共同募金会へ提出すること。

10. 留意事項

（1）臨時費配分申請

①申請事業は、施設利用者の福祉の向上を図る建物の改修等の整備事業、設備・備品の設置・更新事業等、緊急性の高い事業を申請の対象とする。

- ② 県域福祉施設、市町村域福祉施設、保育施設、NPO法人運営施設等の区分によって、配分率、配分限度額等が異なるので、令和4年度共同募金配分計画基準により確認すること。
- ③ 市町村社会福祉協議会の地域福祉活動に必要な車両等の整備事業は、社会福祉団体臨時費配分の基準に基づき申請すること。ただし、地域福祉活動用車両（赤い羽根号）の更新にあたっては、使用年数10年以上または走行距離5万km以上のいずれかに該当し、更新を必要とする車両を申請の対象とする。
- ④ 市町村社会福祉協議会が運営する施設（保育所を除く）は、市町村域施設の基準に基づき申請すること。
- ⑤ 福祉車両の購入に係る対象経費に、管理・運行等に係る経費（自動車税、重量税・自賠責保険料、リサイクル関連費用、メンテナンスパック料金、スタッドレスタイヤ代等）は含まないので留意すること。
- ⑥ 一施設・団体からの臨時費配分申請は、一事業とする。
- ⑦ 共同募金の公平な配分に資するため、同一地域において複数の施設を経営する法人にあつては、やむを得ない事由がある場合を除き、一法人から複数事業の申請とならないよう、毎年、計画的に申請を行うよう留意すること。

<参考> 「福祉活動用車両購入事業」に係る基準

車両購入事業に係る配分金交付金額は、配分決定額の範囲内で配分対象事業費の75%以内（ボランティア団体・NPO法人臨時費は90%以内）の金額とする。（千円未満は切り捨て）

(1) 配分対象事業費に含まれるもの（車両の取得に必要な経費）

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① 車両本体価格 | ② 付属品価格（スタッドレスタイヤ除く） |
| ③ 特別仕様価格 | ④ 環境性能割 |
| ⑤ 検査登録費用 | ⑥ 車庫証明費用 |
| ⑦ 納車費用 | ⑧ 消費税 |
| ⑨ その他本会が認める経費 | |

(2) 配分対象事業費に含まれないもの（車両の管理・運行等に係る経費等）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ① 自動車税 | ② 自動車重量税 |
| ③ 自賠責保険料 | ④ 任意保険料 |
| ⑤ JAF等加入料 | ⑥ リサイクル預託金及び管理料金 |
| ⑦ 点検（メンテナンス）パック料金 | ⑧ スタッドレスタイヤ代金 |
| ⑨ 希望ナンバー取得費用 | ⑩ その他管理・運行等にかかる経費 |

(2) 社会福祉団体及び更生保護団体臨時費・事業費配分申請

- ① 県を区域として、社会福祉又は社会福祉を目的として設立された団体を対象とする。
- ② 定款、会則規約等が制定され、毎年度、予算・決算が行われていること。
- ③ 役員（理事・監事）組織が確立されており、監査が行われていること。

- ④本年度、はじめて配分申請をする団体にあつては、事前に県共同募金会へ連絡すること。

(3) 社会福祉協議会事業費配分申請

社会福祉協議会事業費配分申請は、別冊「社会福祉協議会事業費及び歳末たすけあい援助事業費 申請の手引」を参照すること。

(4) メニュー事業費配分申請

- ①申請事業は、令和4年度共同募金メニュー事業配分要綱（P8～P9）に基づき、事業の具体的内容が分かる申請書を作成すること。
- ②メニュー事業別に配分限度額が異なるので、確認すること。
- ③メニュー事業配分は一事業を特定して配分する。ただし、社会福祉協議会にあつては、二事業を限度として配分の対象とするので留意すること。
- ④研修会・講演会、各種養成講座等の開催経費については、会場費、資料作成費、講師料（総額5万円を限度）に限ることとし、消耗品や備品の購入、飲物代、旅費、ガソリン代等の諸経費は対象としない。
- ⑤パソコン機器整備事業は、「1. ボランティア活動推進事業」の福祉対象者の直接的な支援となる点字点訳用等に使用するパソコン機器を対象とし、他のメニュー事業は対象としない。

(5) ボランティア団体・NPO法人臨時費・事業費配分申請

- ①ボランティア団体・NPO法人支援配分要綱（P10）に基づき、申請すること。
- ②申請者は、社会福祉を目的として設立された団体で、定款又は会則等の団体の目的にその旨記載してあること。また、毎年、定期的に役員会及び監査が行われていること。
- ③申請は、臨時費、事業費の内のいずれか一事業とする。
- ④臨時費配分は、過去2か年にわたって相当な福祉活動の実績がある団体を対象とする。また、昨年度、臨時費の配分決定を受けた団体は、配分申請はできない。
- ⑤事業費配分は、設立後5年以内の団体を対象とし、最長3年間に限り配分するものとする。研修会・講演会の開催経費の用途については、会場費、資料作成費、講師料（5万円を限度）に限ることとし、消耗品や備品の購入、飲物代、旅費、ガソリン代等の諸経費は対象としない。また、広報発行費については、団体の活動をPRするための広報紙・パンフレットの印刷費用及びホームページ作製費用とし、印刷機・パソコン機器等の機材購入費及びホームページの維持管理に係る経費は対象としない。

(6) 市町村歳末たすけあい募金の配分申請手続き

令和4年度市町村地域歳末たすけあい援助事業配分要綱（P12）に基づき申請すること。申請の手続きは、別冊「社会福祉協議会事業費及び歳末たすけあい援助事業費 申請の手引」を参照して行うこと。

赤い羽根募金の配分申請から配分決定・事業実施の流れ

1. 配分申請書の提出

令和4年5月25日（水）までに、指定された提出先に配分申請書を提出。

社会福祉施設・社会福祉協議会 → 所属の支会・分会・共同募金委員会
（市町村社会福祉協議会）

ボランティア団体・NPO法人 → 所属の支会・分会・共同募金委員会
（市町村社会福祉協議会）

更生保護施設団体・社会福祉関係団体 → 県共同募金会

（支会・分会・共同募金委員会は、取りまとめのうえ令和4年6月24日（金）までに県共同募金会へ提出）

2. 配分予定の通知

令和4年12月下旬に県共同募金会から所属の支会・分会・共同募金委員会を通じて、各申請者へ配分予定（又は配分できない旨）を通知。（更生保護施設団体・社会福祉関係団体へは、県共同募金会から直接通知。）

3. 配分決定の通知

令和5年3月下旬に県共同募金会から所属の支会・分会・共同募金委員会を通じて、各申請者へ配分決定を通知。（更生保護施設団体・社会福祉関係団体へは、県共同募金会から直接通知。）

4. 配分決定事業の実施

各受配者は、配分決定の通知を受けて後、事業計画に従い、令和5年4月1日から令和6年3月20日までに配分事業を実施・完了する。

5. 配分金の交付請求

事業完了後、各受配者は事業完了後、所定の手続きにより配分金の交付請求を行う。ただし、社会福祉協議会・社会福祉関係団体等の事業費配分については、事業の性格上、必要な場合は、事業実施以前であっても交付請求書を受付ける。

令和4年度共同募金配分計画基準

令和4年度共同募金の配分は、法令及び配分規程に基づき、地域福祉の推進を図るため、社会福祉を目的とする事業を営業者を対象に、次ぎの基準により配分する。

ただし、他の補助団体の補助金等を受けて行う事業及び補助申請をしている事業、介護保険による介護サービス事業は原則として配分の対象としない。

赤い羽根募金の配分

赤い羽根募金の配分は、令和5年度に実施・完了する事業を対象に、次ぎの基準により配分する。

1. 臨時費配分

臨時費配分は、次の区分により配分する。ただし、前年度に臨時費配分を受けた施設・団体は配分しない。

(1) 社会福祉施設及び更生保護施設（県域施設）

社会福祉法人及び更生保護法人が設置・運営する県域の施設には、施設利用者の福祉向上を図るために必要な建物及び設備の整備事業等を対象に、300万円を限度として事業費の75%以内を配分する。ただし、乗車定員10人以下の車両の整備事業は150万円を限度と配分する。

(2) 社会福祉団体及び更生保護団体

福祉事業及び更生保護事業を実施するために必要な設備及び機器・備品等の整備事業、社会福祉協議会の地域福祉活動車両の整備事業等を対象に、150万円を限度として事業費の75%以内を配分する。

(3) 社会福祉施設（市町村域施設及びNPO法人運営施設）

地域活動支援センター及び小規模授産事業施設等の市町村を区域とした施設、NPO法人（特定非営利活動法人）が設置・運営する法定施設には、施設利用者の福祉向上を図るために必要な建物及び設備の整備事業等を対象に、150万円を限度として事業費の75%以内を配分する。

(4) 保育施設

施設利用者の福祉向上を図るために必要な建物の修繕及びフェンス等危険防止設備整備、遊具の整備、園児送迎用車両の整備事業を対象に、100万円を限度として事業費の75%以内を配分する。ただし、教材・教育機器等は対象としない。

2. 福祉団体事業費配分

(1) 社会福祉団体及び更生保護団体（県域団体）

福祉対象者の生活向上や福祉団体の活動の充実、地域住民の福祉を高めるための事業を対象に、前年度の事業実績を踏まえて配分する。

(2) 市町村及び郡の社会福祉協議会

地域福祉の推進を図るための事業を特定し、所属市町村の募金額等の実績による算定基礎により算出された額を限度として配分する。

ただし、郡社会福祉協議会が設置されている地域の社会福祉協議会への配分は、世帯数に応じて郡社会福祉協議会への配分額を差引くものとする。

また、配分返還金がある場合は、算定基礎による配分金に加算することができるものとする。ただし、前年度の返還金加算額を超えた額を限度とする。

*算定基礎 所属市町村の募金額－（県域目標額＋事務費交付金）

3 メニュー事業配分

社会福祉協議会・社会福祉施設・NPO法人に対して、地域福祉を推進するボランティア活動や地域の住民福祉活動を支援する事業を対象にメニュー事業配分要綱（別紙1）により、事業を特定し配分する。

4 ボランティア団体、NPO法人への配分

ボランティア団体、NPO法人が行う福祉サービス事業に対して、ボランティア団体・NPO法人福祉活動支援配分要綱（別紙2）により配分する。ただし、この配分を受ける団体はメニュー事業の配分対象としない。

5 赤い羽根テーマ募金の配分

赤い羽根テーマ募金の配分は、地域の福祉課題を解決する赤い羽根テーマ募金配分要綱（別紙3）により配分する。

6 先駆的・開拓的社会福祉事業配分

社会福祉の向上を図る先駆的・開拓的な地域福祉事業に配分する。

歳末たすけあい募金の配分

歳末たすけあい募金の配分は、令和4年度の歳末の時期に実施・完了する歳末たすけあい援助事業を対象に、次の基準により配分する。配分金の交付は、配分計画に基づき行い、配分委員会の承認を得て、理事会・評議員会の議決により配分を決定する。

1 地域歳末たすけあい募金の配分

社会福祉協議会が行う歳末たすけあい援助事業に対し、配分申請時の当初計画を踏まえ作成された事業実施計画に基づき、所属市町村の募金額から歳末たすけあい募金に係る事務費交付金を差引いた額の範囲内で地域歳末たすけあい援助事業配分要綱（別紙4）により配分する。

2 NHK歳末たすけあい募金の配分

福祉施設利用者を対象に、利用者の生活向上・福祉の充実を図るために、前年度の配分額を踏まえ社会福祉施設を通じて義援金を配分する。また、重点配分として福祉施設・団体等が行う福祉事業に配分する。

令和4年度共同募金メニュー

令和5年度に実施する地域福祉を推進するボランティア活動や地域の住民福祉活動を支援する次の協議会にあっては、二事業を限度に配分する。

No	メニュー事業	趣 旨	配分対象
1	ボランティア活動推進事業	地域住民の社会福祉活動への参加を推進するとともに、ボランティアによる福祉活動を支援するために必要な機器整備事業に配分する。	社会福祉協議会 社会福祉施設
2	地域子育て支援事業	児童福祉施設の専門機能を生かした地域の子育て家庭への支援事業や、小地域で児童がつどい、学習や遊びを通して健全育成を図るために必要な機器整備事業に配分する。	社会福祉協議会 児童福祉施設
3	安心・安全なまちづくり活動支援事業	地震・風水害などの災害に対する防災活動や、子どもたちが被害となる事件等に対応した防犯活動へ配分する。	社会福祉協議会 社会福祉施設 NPO法人
4	日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)	軽度の認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の地域での自立生活を支援するための日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)に配分する。	市社会福祉協議会
			町村社会福祉協議会
5	ふれあい・いきいきサロン支援事業	高齢者等の自立生活支援や介護予防に効果がある「ふれあい・いきいきサロン」の普及・充実のための事業に配分する。	市社会福祉協議会
			町村社会福祉協議会
6	地域から孤立をなくすための事業	不登校や引きこもり、いじめ、離職、病気、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済的困窮等により、社会的に孤立した人々を包み支えあう活動や仕組みづくりを対象に配分する。	社会福祉協議会 社会福祉施設 NPO法人

- * 1. 配分対象の社会福祉施設は地域の福祉施設とし、NPO法人は本会が同法人支援配分要綱に規定した資格要件に該当する法人で過去2年以上の相当な福祉活動実績のある法人とする。
2. 研修会・講演会、各種養成講座等の開催経費は、会場費、資料作成費、講師料を配分対象とし、講師料は5万円を限度とする。
3. パソコン機器整備事業は、「1. ボランティア活動推進事業」の福祉対象者の直接的な支援とな

事業配分要綱

メニュー事業に配分する。ただし、メニュー事業配分は一事業を特定して配分する。また、社会福祉

単位:円

配分限度額	内 容
200,000	<ul style="list-style-type: none"> 地域や福祉施設等において活動しているボランティア団体を支援するために必要な機器整備事業 点字・点訳ボランティア(点字パソコン、点字プリンター等) 朗読・音訳ボランティア(録音機、高速ダビング機等) 給食サービスボランティア(厨房機器、ランチジャー等) その他ボランティア活動に必要な機器
200,000	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設の地域子育て支援事業に必要な遊具・運動用具の整備事業 おもちゃ図書館のおもちゃの設置 児童文庫の設置 放課後児童クラブ・学童保育等の活動に必要な遊具、教材、運動用具、絵本等の整備事業 子どものあそび場の遊具の設置(遊び場の管理体制が確立されていること。)
200,000	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティア活動に係る機器整備事業 災害ボランティア・災害ボランティアコーディネーター育成事業 AED(自動体外式除細動器)設置事業 地域の高齢者・障害者等災害弱者への防災・救援体制整備事業 地域の防災・防犯のためのネットワーク及びシステム構築事業 地域の避難施設として機能するために必要な機器・資材等整備事業 地域の防犯のための設備・機器整備事業
200,000	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業に関する講演会・研修会の開催 日常生活自立支援事業に関するパンフレット作成発行事業(社協機関紙の発行費は対象としない。)
100,000	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業利用援助に係る低所得者への利用料助成事業 日常生活自立支援事業に実施に係る金庫等備品整備事業
200,000	<ul style="list-style-type: none"> 「ふれあいサロン」に関する研修会・講習会の開催 「ふれあいサロン」に関するパンフレット作成発行事業(社協機関紙の発行費は対象としない。)
100,000	<ul style="list-style-type: none"> 「ふれあいサロン」活動の充実を図るための機器整備事業 「ふれあいサロン」活動の充実を図るための助成事業
200,000	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの拡大に伴う経済的困窮や社会的孤立を支える活動 地域で孤立している人々への新たな見守りの仕組みづくり 不登校や引きこもりの人々の居場所づくり・フリースクール・学習支援 チャイルドライン等の相談支援活動・子ども食堂・いのちの電話 経済的困窮者のための中間的就労のための事業・広域避難者への支援活動 DVや依存症などの人々の支援活動・DV被害者のシェルター運営 ホームレスへの支援活動・専門機関での相談支援の体制づくり 孤立した人々を支えるネットワーク活動、啓蒙・調査活動

定した資格要件に該当する法人で過去2年以上の相当な福祉活動実績のある法人とする。

講師料は5万円を限度とする。

る点字点訳用等に使用するパソコン機器を対象とし、他のメニュー事業は対象としない。

令和4年度共同募金ボランティア団体・NPO法人福祉活動支援配分要綱

1. 目的

地域の多様なニーズにきめ細かく対応した福祉サービス事業に取り組むボランティア団体やNPO法人の活動を支援すること目的に配分する。

2. 受配者の資格要件

- (1) 会則・規約などが制定され、毎年度、予算・決算が行われていること。
- (2) 組織運営が会費、利用料で賄われていること。
- (3) 役員組織・監査体制が確立されていること。
- (4) 自治会や自治区の範囲を超えた福祉サービスを提供していること。
- (5) 社会福祉を目的として設立された団体で、継続的な活動が見込まれる団体であること。

3. 事業実施年度 令和5年度

4. 配分事業

配分事業は福祉サービス提供の臨時費配分と、組織や団体の体制整備を支援する事業費配分の次ぎの二種類のうち、一事業を特定して配分する。ただし、臨時費配分は、配分を受けてから1年間を経過するまでは、配分の申請はできない。

(1) 臨時費配分

臨時費配分は、福祉サービスを提供するために必要な整備事業に、100万円を限度に事業費の90%以内を配分する。ただし、過去2か年にわたって相当な福祉活動の実績がある団体を対象とする。

- ①福祉サービスを提供するために必要な設備及び機器・備品等の整備事業
- ②福祉サービスを提供するための建物の改修等の事業

ア. 週3回以上定期的に福祉サービスを実施する建物の改修事業とする。ただし、福祉を目的としない事業及び介護保険事業にその建物を使用しない場合に限る。

イ. 法人所有の建物又は配分年度後5年以上の貸借契約を締結している建物の改修に限るものとする。ただし、貸借契約をしている建物は福祉サービス提供の機能強化に必要な建物内部の改修に限るものとし、原状回復等のための修理・修繕は対象としない。

(2) 事業費配分

事業費配分は、設立後間もない団体を支援するため、次の事業を対象に20万円を限度として配分する。ただし、最長3年間に限り、設立後5年以内の団体に対し配分する。

- ①福祉サービス提供従事者及び会員等を対象とした研修会・講演会の開催事業に配分し、対象経費は会場費、資料作成費、講師料とし、講師料は5万円を限度とする。
- ②団体活動を広くPRするための広報事業に配分し、広報紙・パンフレットの印刷費及びホームページ作製費とし、印刷機・パソコン機器等の機材購入費及びホームページ維持管理費は対象としない。